

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等について、  
町田市国民健康保険税の減免に関する Q&A

1 申請について

(1) 申請用紙はどのように入手すればよいですか。

申請用紙は、町田市ホームページからダウンロードできます。ご自宅に印刷環境がない場合は、申請用紙を郵送しますので保険加入係（042-724-2124）までご連絡ください。

(2) 申請は郵送でも可能ですか。オンラインでの申請は可能ですか。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則、郵送によりご申請ください。  
なお、オンラインでの申請は出来ません。

送付先

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所 保険年金課 保険加入係 宛

(3) 申請はいつからできますか。

2022年（令和4年）7月7日（木曜日）から申請受付を開始します。

(4) 2021年（令和3年）中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。  
この場合、減免申請はできますか。

減免判定には確定申告された金額を使用します。そのため、申告されていない方については減免判定ができません。確定申告をした後にご申請ください。

(5) 申請をしてから減免の決定までどのくらいかかりますか。

申請を受理してから減免の承認・不承認の決定までには、3か月から4か月かかります。必要書類の不備や調査等が必要な場合には、さらに期間を要する可能性があります。

2 減免の要件について

(6) 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

主たる生計維持者とは、その世帯の中で最も所得の多い方を指します。

**(7) 共働きの世帯なのですが、主たる生計維持者を複数とすることは可能ですか。**

共働きの世帯の場合等も、主たる生計維持者を複数名にすることはできません。主たる生計維持者はどなたか1名です。

**(8) 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。**

医師の死亡診断書等により確認いたします。新型コロナウイルス感染症により死亡したことが明記された書類をご用意ください。ご提出いただく際は写しで結構です。

**(9) 重篤な傷病とは、どのような状態を指しますか。**

1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の病状が著しく重い場合をいいます。保健所から交付された入院措置勧告書又は医療機関で発行された新型コロナウイルス感染症と明記された1か月以上の入院証明書等をご用意ください。ご提出いただく際は写しで結構です。

**(10) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とは、どのような場合を指しますか。**

主なものとして、新型コロナウイルス感染症の影響による営業自粛、取引・売上減少、廃業、離職、り患による休職などで、事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入が減少した場合を指します。

明らかに新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合（例えば、懲戒解雇や2019年中の離転職が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等）は対象になりません。

**(11) 「世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が2021年中の当該事業収入等の額の30%以上であること」はどのように判断しますか。**

収入状況申告書に申請月の前月までの収入実績額を月ごとに記入していただきます。この実績額から平均月額を算出して、2022年の見込み額とします。下記に例をお示しします。

<例>

主たる生計維持者の前年（2021年）中の収入額は580万円。

2022年7月に減免申請をする場合、2022年1月から6月までの各月の収入実績額を収入状況申告書に記入していただきます。

仮に2022年1月から6月までの収入実績額が150万円だとすると、平均月額  
は25万円です。

そこで、7月から12月までの収入額は、毎月25万円として計算します。この計算  
から2022年の見込み額を算出すると次のとおりになります。

○（1月から6月までの収入実績額 150万円）＋（7月から12月までの収入  
推定150万円）＝300万円

前年（2021年）の収入額は580万円ですから、30%以上減少とは、  
 $580万 \times 0.7 = 406$ 万円です。406万円以下の見込み額であれば減免の対象と  
なります。

今回の例では、2022年の収入見込みは300万円ですから前年比で30%以上の  
減少となりますので、減免の対象となります。

※このような形で減免判定をしますので、ご申請前にご自身で試算していただくこと  
をお勧めします。また、収入実績を証明する書類を必ず添付してください。

（12）失業や事業を廃止した場合も（11）と同様の扱いとなりますか。

失業、廃業等の場合は平均月額を用いて判定することはありません。

（13）2022年中の事業収入が30%以上減少の見込みです。しかし、必要経費の額が  
多く、2021年中の事業所得は0円となりました。この場合は減免されますか。

減免はされません。所得額が0円ですと、減免額の計算式（ $A \times B / C \times D$ ）のBの  
部分が0円となり、結果として減免額は0円となります。